

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2017年10月

1. EU商標規則改正

昨年欧州共同体商標規則が改正され2016年3月23日に発効しておりますが、改正内容の一部は本年10月1日付で発効となっております。今回発効の改正内容は以下となります。

①商標の定義から「視覚的に表示可能な何らかの標識」という定義が削除され、当局や公衆が標識の保護の主題を明確にかつ正確にとらえることができるのであれば、いかなる形式でも構わないこととなりました。これにより非伝統的商標の取得が促進されるものと思われます。

②優先権主張を行う場合は、EUTM出願と同時に進めなければならなくなりました。優先権証明書は出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

③証明商標が導入されます。

上記以外にも翻訳要件が緩和される等手続き規定の改訂が行われています。

2. 米国における商標審査ガイドライン

先般米国最高裁判所判決において、「商標が人、団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑する(disparage)商標は登録されないとする米国商標法2条(a)は合衆国憲法修正第一条の表現の自由を反するものとして無効である」との判断がされた結果、米国特許商標庁は上記に該当する商標を軽蔑する(disparage)という理由で拒絶することはないというガイドラインを出しております。一方で上記に該当して拒絶するとされた商標が実際に登録されるのかは不明であり、例えば商標として機能しないという理由で拒絶する可能性もあるとの見解もあるようです。

また同じく米国商標法2条(a)に規定されている「不道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事項」についてはまだ連邦控訴裁判所の判断を待っている状況であるため、現在はまだ判断が保留されている状況です。

3. 音楽的要素のみからなる音商標について初の登録

特許庁は9月26日付で以下3件の音楽的要素のみからなる音商標の商標出願について登録を認めるとの判断をしました。音商標については平成29年9月19日現在で566件の出願があり、既に172件が登録されていますが、音楽的要素のみからなる登録例はありませんでした。

①大幸薬品株式会社 商願2015-029809 (第5類/胃腸薬)

②インテル・コーポレーション 商願2015-029981 (9類/マイクロプロセッサ等)

③Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft 国際登録1177675

(第12類/Automobiles and parts thereof)

以下参照ください。

http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/otoshouhyou-hatsutourouku.htm

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。

以上